

# 平成28年2月議会

## 予算特別委員会 資料 (第2分科会)

- 1 平成28年度 当初予算(案) . . . . . P 1
- 2 条例議案 . . . . . P 8

保健福祉局



# 予算特別委員会説明資料

[一般会計]

(歳入)

(単位：千円)

区 分			平成28年度	平成27年度	比 較 (c)	増減率
款	項	目 名 称	(a)	(b)	(a) - (b)	(c) / (b)
14	1	1 保健福祉費負担金	1,426,128	1,463,561	▲ 37,433	▲2.6%
15	1	2 保健福祉使用料	773,666	770,952	2,714	0.4%
		5 労働使用料（保健福祉局所管分）	57	56	1	1.8%
	2	2 保健福祉手数料	111,101	110,458	643	0.6%
16	1	1 保健福祉費国庫負担金	51,073,154	50,342,990	730,164	1.5%
		2 保健福祉費国庫補助金	6,201,756	3,164,961	3,036,795	96.0%
		5 労働費国庫補助金（保健福祉局所管分）	0	901	▲ 901	▲100.0%
		3 2 保健福祉費委託金	283,293	275,522	7,771	2.8%
17	1	1 保健福祉費県負担金	13,537,765	12,942,493	595,272	4.6%
		2 2 保健福祉費県補助金	1,335,245	1,619,569	▲ 284,324	▲17.6%
		5 労働費県補助金（保健福祉局所管分）	0	14,169	▲ 14,169	▲100.0%
		3 2 保健福祉費委託金	11,981	14,078	▲ 2,097	▲14.9%
18	1	1 財産貸付収入	137,855	137,993	▲ 138	▲0.1%
		3 基金運用収入	43,472	42,707	765	1.8%
		5 特許権等運用収入	3,200	3,950	▲ 750	▲19.0%
19	1	2 保健福祉費寄附金	74,300	75,435	▲ 1,135	▲1.5%
20	2	10 地域福祉振興基金繰入金	300,000	0	300,000	—
22	3	2 保健福祉費貸付金元利収入	85,604	483,092	▲ 397,488	▲82.3%
		4 2 保健福祉費受託事業収入	19,963	19,418	545	2.8%
		6 4 雑入（保健福祉局所管分）	1,135,901	1,110,319	25,582	2.3%
23	1	2 保健福祉債	950,000	1,057,000	▲ 107,000	▲10.1%
		○ 労働債	0	5,500	▲ 5,500	▲100.0%
歳入合計			77,504,441	73,655,124	3,849,317	5.2%

(歳出)

(単位：千円)

区 分			平成28年度	平成27年度	比 較 (c)	増減率	
款	項	目 名 称	(a)	(b)	(a) - (b)	(c) / (b)	
3	1	1 職員費	8,376,547	8,371,465	5,082	0.1%	
		2 1 社会福祉総務費	14,732,041	14,728,491	3,550	0.0%	
		2 障害者福祉費	35,532,949	33,740,819	1,792,130	5.3%	
		3 老人福祉費	3,856,687	4,148,489	▲ 291,802	▲7.0%	
		4 国民年金事務費	33,997	80,448	▲ 46,451	▲57.7%	
		5 老人福祉施設費	332,999	230,698	102,301	44.3%	
		6 人権行政推進費	474,040	507,035	▲ 32,995	▲6.5%	
		7 社会福祉施設整備事業費	751,294	1,546,572	▲ 795,278	▲51.4%	
	8 臨時福祉給付金給付費	4,880,000	1,680,000	3,200,000	190.5%		
	3	1	1 公衆衛生総務費	221,742	214,495	7,247	3.4%
			2 結核対策費	353,389	360,134	▲ 6,745	▲1.9%
			3 予防費	2,697,324	2,841,597	▲ 144,273	▲5.1%
			4 動物管理費	159,168	156,355	2,813	1.8%
			5 診療所費	1,124,189	1,112,322	11,867	1.1%
			6 公害保健対策費	1,331,609	1,366,163	▲ 34,554	▲2.5%
	4	1	1 環境衛生費	100,297	92,456	7,841	8.5%
			2 火葬場費	908,760	582,117	326,643	56.1%
	5	1	1 保健所費	945,708	980,334	▲ 34,626	▲3.5%
			2 生活保護総務費	571,439	554,677	16,762	3.0%
	6	1	1 扶助費	46,512,000	46,595,000	▲ 83,000	▲0.2%
			2 災害救助費	6,755	7,769	▲ 1,014	▲13.1%
	8	1	繰出金	33,208,553	32,581,283	627,270	1.9%
	3	保健福祉費 合計		157,111,487	152,478,719	4,632,768	3.0%
	6	1	1 労働諸費	130,003	140,474	▲ 10,471	▲7.5%
2 雇用創造事業費			0	14,169	▲ 14,169	▲100.0%	
6	労働費（保健福祉局所管分） 合計		130,003	154,643	▲ 24,640	▲15.9%	
歳出合計			157,241,490	152,633,362	4,608,128	3.0%	

# 予算特別委員会説明資料

議案第2号

■ 国民健康保険特別会計（予算説明書P1～P17）

（単位：千円）

（歳出）			（歳入）		
一般被保険者及び 共通事務費	1款○総務費	1,802,827	(1,925,211)	▲ 122,384	
	2款 保険給付費 [退職被保険者分を除く]	81,265,450	(77,772,330)	3,493,120	
	5款 老人保健拠出金	408	(519)	▲ 111	
	4款○前期高齢者納付金 7款○共同事業拠出金 8款○保健事業費 9款○諸支出金[退職被保険者分を除く]	32,388,088	(32,387,052)	1,036	
	10款○予備費	350,000	(350,000)	0	
	小 計	115,806,773	(112,435,112)	3,371,661	
	3款 後期高齢者支援金	12,565,479	(13,065,248)	▲ 499,769	
	6款 介護納付金	4,304,778	(4,579,670)	▲ 274,892	
	2款1項 保険給付費 6目 退職被保険者等療養給付費 7目 退職被保険者等療養費 8目 退職被保険者等高額療養費 9目 退職被保険者等高額介護合算療養費 10目 退職者移送費	2,174,960	(3,026,960)	▲ 852,000	
	9款 諸支出金 1項2目 退職被保険者等保険料還付金 1項4目 退職被保険者等還付加算金	3,010	(3,010)	0	
小 計	2,177,970	(3,029,970)	▲ 852,000		
歳出総計	134,855,000	(133,110,000)	1,745,000		
1款1項1目 国民健康保険料	12,126,899	(11,676,057)	450,842		
2款 使用料及び手数料 4款 療養給付費交付金 6款 県支出金 7款 共同事業交付金 9款 繰越金 10款 諸収入[退職被保険者分を除く]	37,770,356	(37,282,620)	487,736		
3款 国庫支出金	23,392,746	(22,090,935)	1,301,811		
5款 前期高齢者交付金	28,907,920	(28,557,306)	350,614		
8款 繰入金	13,608,852	(12,828,194)	780,658		
小 計	115,806,773	(112,435,112)	3,371,661		
1款1項1目 国民健康保険料 1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料 3款 国庫支出金 6款 県支出金 8款 繰入金	12,565,479	(13,065,248)	▲ 499,769		
1款1項1目 国民健康保険料 1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料 3款 国庫支出金 4款 療養給付費交付金 6款 県支出金 8款 繰入金	4,304,778	(4,579,670)	▲ 274,892		
1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料	409,328	(536,483)	▲ 127,155		
4款 療養給付費交付金	1,763,552	(2,488,397)	▲ 724,845		
10款 諸収入 1項2目 退職被保険者等延滞金 2項3目 退職被保険者等第三者納付金 2項5目 退職被保険者等返納金	5,090	(5,090)	0		
小 計	2,177,970	(3,029,970)	▲ 852,000		
歳入総計	134,855,000	(133,110,000)	1,745,000		

\*（ ）は、平成27年度当初予算額で、下段は、平成28年度の対前年度増減額

\*○は各被保険者に共通する経費(345億4,092万円)

# 予算特別委員会説明資料

議案第3号

(単位：千円)

■ 食肉センター特別会計 (予算説明書P19~P24)

(歳出)			(歳入)		
1款1項 食肉センター費	330,311	(456,381)	1款 使用料及び手数料	94,869	(95,972)
		▲ 126,070			▲ 1,103
2項 繰出金	34,489	(34,619)	2款 繰入金	180,839	(216,029)
		▲ 130			▲ 35,190
2款 予備費	200	(200)	3款 繰越金	10,000	(10)
		0			9,990
			4款 諸収入	35,292	(47,314)
					▲ 12,022
			5款 市債	44,000	(131,000)
					▲ 87,000
			○ 国庫支出金	0	(875)
					▲ 875
歳出総計	365,000	(491,200)	歳入総計	365,000	(491,200)
		▲ 126,200			▲ 126,200

\* ( ) は、平成27年度当初予算額で、下段は、平成28年度の対前年度増減額

# 予算特別委員会説明資料

議案第 18号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 143～P 162 ）

（単位：千円）

（歳出）

（歳入）

給 付 費 等	<b>2款 保険給付費</b>		
	1項1目 介護サービス等給付費	86,805,908	(83,761,916) 3,043,992
	1項2目 審査支払手数料	69,992	(67,201) 2,791
	<b>4款 財政安定化基金拠出金</b>	10	(10) 0
	<b>5款 基金積立金</b>		
	1項1目 介護給付準備基金積立金	7,793	(5,908) 1,885
	<b>6款 諸支出金</b>		
	1項1目 第1号被保険者保険料償還金及び還付加算金	30,790	(30,790) 0
	<b>小計</b>	<b>86,914,493</b>	<b>(83,865,825) 3,048,668</b>

第1号 保 険 料	<b>1款 介護保険料</b>	16,704,621	(16,599,866) 104,755
	<b>11款 市債</b>	10	(10) 0
第2号 保 険 料	<b>4款 支払基金交付金</b>		
	1項1目 介護給付費交付金	24,325,252	(23,472,153) 853,099
国 の 負 担	<b>3款 国庫支出金</b>		
	1項1目 介護給付費負担金	15,775,705	(15,179,395) 596,310
県 の 負 担	2項1目 調整交付金	5,733,809	(5,532,722) 201,087
	<b>5款 県支出金</b>		
市 の 負 担	1項1目 介護給付費県負担金	12,458,961	(12,065,067) 393,894
	<b>8款 繰入金</b>		
そ の 他	1項1目 介護給付費繰入金	10,188,947	(10,211,918) ▲ 22,971
	<b>9款 繰越金</b>		
市 の 負 担	1項1目 繰越金	670,542	(266,722) 403,820
	<b>6款 財産収入</b>		
そ の 他	1項1目 基金運用収入	7,793	(5,908) 1,885
	<b>8款 繰入金</b>		
そ の 他	1項4目 低所得者保険料軽減繰入金	251,951	(247,553) 4,398
	2項1目 介護給付準備基金繰入金	796,902	(284,511) 512,391
<b>小計</b>	<b>86,914,493</b>	<b>(83,865,825) 3,048,668</b>	

※（ ）内は、平成27年度当初予算額で、下段は、平成28年度の対前年度増減額



# 予算特別委員会説明資料

議案第 18号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 143～P 162 ）

（単位：千円）

	（歳出）		（歳入）	
事務費・職員費等	<b>1款 総務費</b>	2,293,496	(2,374,991)	
	1項1目 一般管理費		▲ 81,495	
	1項2目 賦課徴収費			
	1項3目 研修広報費			
	2項1目 介護認定審査会費			
	2項2目 認定調査費			
	<b>6款 諸支出金</b>			
	1項2目 償還金	10	(10)	
			0	
	<b>7款 予備費</b>	200,000	(200,000)	
		0		
小 計	2,493,506	(2,575,001)	▲ 81,495	
介護予防ケアマネジメント事業費	<b>8款 介護予防ケアマネジメント事業費</b>			
	1項1目 介護予防サービス計画費	657,238	(614,378)	
			42,860	
	小 計	657,238	(614,378)	42,860
	<b>歳出総計</b>	92,892,000	(89,068,000)	3,824,000
			3,824,000	
	<b>3款 国庫支出金</b>			
	2項4目 介護保険事業費補助金	7,421	(8,460)	
			▲ 1,039	
	<b>8款 繰入金</b>			
1項5目 その他一般会計繰入金	2,105,218	(2,240,824)		
		▲ 135,606		
<b>9款 繰越金</b>				
1項1目 繰越金	371,296	(317,332)		
		53,964		
<b>2款 使用料及び手数料</b>	9,280	(8,098)		
		1,182		
<b>3款 国庫支出金</b>	30	(30)		
		0		
<b>4款 支払基金交付金</b>	20	(20)		
		0		
<b>5款 県支出金</b>	50	(50)		
		0		
<b>6款 財産収入（基金運用収入除く）</b>	20	(20)		
		0		
<b>7款 寄附金</b>	10	(10)		
		0		
<b>10款 諸収入</b>	161	(157)		
		4		
小 計	2,493,506	(2,575,001)	▲ 81,495	
<b>12款 介護予防ケアマネジメント事業費収入</b>				
1項1目 介護予防サービス計画費収入	523,332	(587,287)		
		▲ 63,955		
2項1目 一般会計繰入金	10	(10)		
		0		
3項1目 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	133,896	(27,081)		
		106,815		
小 計	657,238	(614,378)	42,860	
<b>歳入総計</b>	92,892,000	(89,068,000)	3,824,000	

※（ ）内は、平成27年度当初予算額で、下段は、平成28年度の対前年度増減額

# 予算特別委員会説明資料

議案第22号

■ 後期高齢者医療特別会計（予算説明書P179～P186）

（単位：千円）

(歳出)			(歳入)		
事務費・諸支出金	1 款 総務費	501,927	(588,701)	2 款 使用料及び手数料	
	1 項 1 目 一般管理費		▲ 86,774		100 (100)
	2 項 1 目 徴収費				0
	3 款 諸支出金	20,984	(20,840)	3 款 繰入金	
	1 項 1 目 保険料還付金		144	1 項 2 目 事務費繰入金	501,495 (536,047)
	1 項 2 目 還付加算金			▲ 34,552	
			4 款 繰越金	20,824 (70,107)	▲ 49,283
			5 款 諸収入	492 (495)	▲ 3
			1 項 2 目 過料		▲ 3
			2 項 1 目 保険料還付金		
			2 項 2 目 還付加算金		
			3 項 1 目 滞納処分費		
			3 項 2 目 雑入		
			0 国庫支出金	0 (2,792)	▲ 2,792
	小 計	522,911	(609,541)	小 計	522,911 (609,541)
			▲ 86,630		▲ 86,630
広域連合納付金	2 款 後期高齢者医療広域連合納付金			1 款 後期高齢者医療保険料	
		14,422,089	(14,785,459)		10,665,322 (11,180,858)
			▲ 363,370	3 款 繰入金	3,197,087 (3,068,598)
					128,489
				1 項 1 目 保険基盤安定繰入金	
			1 項 2 目 事務費繰入金		
			4 款 繰越金	559,670 (535,993)	23,677
			5 款 諸収入	10 (10)	
			1 項 1 目 延滞金		0
	小 計			小 計	14,422,089 (14,785,459)
					▲ 363,370
予備費	4 款 予備費	50,000	(50,000)	3 款 繰入金	50,000 (50,000)
			0	1 項 2 目 事務費繰入金	
					0
歳出総計	14,995,000	(15,445,000)		歳入総計	14,995,000 (15,445,000)
		▲ 450,000			▲ 450,000

\* ( ) は、平成27年度当初予算額で、下段は、平成28年度の対前年度増減額

## 議案第40号北九州市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

### 1 改正理由

民生委員の定数は3年毎の一斉改選時に見直しており、前回（平成25年12月1日）以降、マンション建設や宅地開発などによる世帯数の増加や要支援世帯（高齢者、障害者、生活保護世帯、要支援児童など）の増加などの社会的要因により、民生委員活動における業務量が増え負担感が大きくなっている。

以上のことから、民生委員活動の充実を図るために、定数の増員について条例を改正するもの。

### 2 改正内容

北九州市民生委員の定数を定める条例（平成26年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,568人」を「1,582人」に改める。

#### 【参考】

区	現行		今回増員		改正後 定数
	定数	充足率	増員数	地区（内訳）	
門司区 （17地区）	191	99.0%	1	大里東	192
小倉北区 （23地区）	317	97.8%	1	貴船	318
小倉南区 （24地区）	297	99.7%	4	長行（1） 葛原（2） 貫（1）	301
若松区 （12地区）	133	97.7%	4	鴨生田（1） 江川（2） 高須（1）	137
八幡東区 （12地区）	138	100.0%	0	—	138
八幡西区 （※32地区）	378	98.9%	4	塔野（1） 則松（1） ※大原（2）	382
戸畑区 （12地区）	114	100.0%	0	—	114
合 計	1,568	98.9%	14		1,582

※1地区新設により、平成28年度より33地区。

### 3 施行期日

平成28年12月1日

## 議案第41号北九州市介護保険条例等の一部改正について

### 1 改正理由（介護保険法の改正に伴うもの）

#### (1) 北九州市介護保険条例

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、全国一律の保険給付から、市町村事業である介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）へと移行するため。

#### (2) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

介護予防通所介護が総合事業へ移行するため。

#### (3) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

居宅サービスの「通所介護」のうち小規模のもの（利用定員18人以下）が「地域密着型通所介護（新設）」となるため。

### 2 改正内容

#### (1) 北九州市介護保険条例

総合事業の指定に係る手数料の制定（別表関係）

総合事業の事業者の指定及び更新に係る審査事務手数料を制定する。

移行前の審査事務と同程度の内容のため、手数料の額は、従前の手数料と同額（新規指定：3万円、更新：2万円）とする。

#### (2) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

総合事業への移行に伴う改正（別表第4関係）

介護予防通所介護が総合事業へ移行することから、ふれあいむら社ノ木デイサービスセンターの金額の欄中、総合事業の実施に要する下記の費用の額に係る規定を追加する。

①介護報酬に準ずるもの

②食事代、おむつ代等（実費負担）

#### (3) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

地域密着型通所介護の創設に伴う改正（別表第1、第2、第3関係）

新たに創設される地域密着型通所介護の基準に係る規定を追加する。基準のうち「一般原則」「地域との連携等」「非常災害対策」「暴力団員等の排除」「文書保存年限」については、既存の介護サービスと同様、本市独自の基準を適用し、その他の事項については、厚生労働省が定める基準のとおりとする。

### 3 施行期日

「(1)」 ⇒ 規則で定める日（総合事業の事業者の指定申請の受付開始日）

「(2)」 ⇒ 規則で定める日（総合事業の開始日）

「(3)」 ⇒ 平成28年4月1日（法の施行と同日）

## 議案第42号北九州市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正理由

国民健康保険制度において、保険料負担の公平の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から保険料の賦課限度額を見直すとともに、低所得者に対する保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について経済動向等を踏まえた見直しを行うため、国民健康保険法施行令について所要の改正が行われた。

これを受けて、北九州市国民健康保険条例（以下、「条例」）の一部を改正するもの。

### 2 改正内容

#### (1) 賦課限度額の引き上げ（条例第13条、第14条の9関係）

保険料の基礎賦課額（医療分）に係る賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）に係る賦課限度額を17万円から19万円に引き上げる。

#### (2) 軽減判定所得基準の緩和（条例第20条関係）

現行の軽減制度のうち、5割軽減の前年所得基準を「33万円＋（26万円×加入者数）以下」から「33万円＋（26万5,000円×加入者数）以下」に、2割軽減の前年所得基準を「33万円＋（47万円×加入者数）以下」から「33万円＋（48万円×加入者数）以下」に改める。

### 3 施行期日

平成28年4月1日

## 議案第43号北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 1 改正の理由

食肉センターは、昭和63年7月の開設以来27年が経過し、施設、設備の老朽化が著しく、冷蔵庫についても冷凍機の更新や修理、庫内のレール交換やレール支持金物の錆落としや錆対策を行うなど、その費用が増加している。

そこで、その費用の一部を補填し、冷蔵庫使用者の負担の適正化を図るため、冷蔵庫使用料について改正するもの。

### 2 改正の内容

北九州市民衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第5号）の別表第2の食肉センターの冷蔵庫使用料について次のとおり改正する。

施設の種類		改正案	現行
食肉センター	牛、馬等 2分体1件1日につき	189円	157円
	豚、山羊等 2分体1件1日につき	75円	63円

### 3 施行期日

平成28年4月1日